

協議会だより

こども家庭庁・文科省
との懇談と要請行動を
行いました

二〇二五年七月九日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、こども家庭庁成育局成育環境課と懇談を行いました。当日は、成育環境課長をはじめ三名が出席され、全国連協役員・職員六名、地域学童保育連絡協議会からは八名が参加しました。

今回の懇談では、事業・施策の大きな方向性としてつぎの三点を要望の柱としました。

◆「放課後児童クラブ運営指針」の改定内容を、保育実践にいかしていくための条件整備を進めること。

◆国は「待機児童対策の一層の強化と放課後の居場所確保に向け」、「放課後児童対策パッケージ二〇二五」を策定した。待機児童の

解消は、学童保育を必要とする地域に学童保育をつくり、増やしていくほかない。学童保育を児童福祉法上の児童福祉事業（第六条）から、児童福祉施設（第七条）に位置づけ、第二四条の「保育を必要とする」対象に、小学生を含めることを明確にしてほしい。

◆保育の質の向上につなげるために、指導員の処遇改善や研修の充実に国としてひきつづき取り組んでほしい。

全国連協は同日、「放課後子供教室」を所管する文部科学省総合教育政策局地域学習推進課にも文部科学大臣宛ての要望書を提出し、懇談を行いました。

また、学童保育に関わる三つの議員連盟に入会している議員の国会事務所、要請行動の参加者の地域から選出された議員の国会事務所なども

訪問しました。

「こども性暴力防止法施行準備検討会」ヒアリング

二〇二四年に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称「こども性暴力防止法」）が成立しました。こども家庭庁は二〇二五年四月から、「こども性暴力防止法」の下位法令にあたるガイドライン（施行期日は二〇二六年二月三日）を策定するために「こども性暴力防止法施行準備検討会」（以下、検討会）を開催しています。

二〇二五年七月二日、第五回の検討会が行われ、関係団体を対象としたヒアリングが実施されました。この席で全国連協は、とくに伝えたいこととして、つぎの六点をあげました。

◆いまなお、多くの地域では、指導員に求められる職責の重さに対し

て処遇が低く、そのため離職者も多く、求人しても人が集まらないなど、なり手不足も深刻。短時間勤務の指導員だけでは、継続的に子どもと関わり、責任を持って保育を行うことが困難になる。学童保育の生活のなかでは、安全の確保を必要とする場面（事故・ケガ対応や不審者の侵入防止、災害発生など）が常になり、それに対応し得る職員体制と知識や経験に裏づけられた瞬時の判断が必要。性暴力防止に際しても、こうした状況の改善が不可欠と考える。

◆二〇二二年には、新聞報道によって、二〇一六年度から二〇二〇年度までに生じた学童保育でのわいせつ被害の実態が明らかになった。これらは犯罪であり、倫理観を高めることだけで解決できる問題ではない。

◆二〇二五年四月にこども家庭庁が発表した「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」を読むと、全国連協がこれ

まで大切にしてきた「子どもの尊厳を守る」と「子どもの権利侵害を未然に防止すること」に通じる部分が多々あった。また、「犯罪に該当するとはかぎらないが性暴力に該当し得る」「性暴力につながり得るような不適切行為」の例示は、私たちを律するうえでたいへん参考になる。

◆「放課後児童支援員」の資格には「認定の取消」という仕組みがあるものの、「認定の取消」を国が把握する仕組みにはなっていない点の改善が必要。

◆学童保育の運営主体は多岐にわたり、地域運営委員会、^{※2}保護者会・父母会が運営するところもある。性犯罪歴という個人情報適切に扱ったことができるのか、相談・調査の体制を事業者内で整備できるのかという懸念もある。実施主体である市町村の関与が必要だと考える。

◆安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援）の留意点について、年内を目途に定められる内閣府

令等の下位法令、ガイドライン等の策定に期待する。

そのうえで、学童保育連絡協議会の取り組み、現場の様子にもふれながら具体的な説明を行いました。以下、説明の概要を紹介します。

* * *

全国連協は二〇一九年四月に「学童保育指導員の倫理綱領（案）」を作成しています。子どもや保護者に直接関わり、子どもの命を守り、子どものふるまいや行動、価値観に影響を与える学童保育指導員には、「人権の尊重」「虐待の禁止」「信頼関係の構築」など、保育等をすすめる際を守るべき専門職としての倫理を明確にして順守することが求められます（倫理綱領は、「制限」ではなく、「支え」であり、専門職としての柱となるものだと考えます）。

全国連協では、本誌の特集、全国学童保育研究集会、全国学童保育指導員学校などあらゆる機会を通じて、「子どもの権利」や「子どもと性」

について学びつづけてきました。

学童保育の対象となる六歳から八歳は、身体的な関わり（スキンシップ、じゃれつき遊び）が有効なコミュニケーションともなる段階です。また、抱っこやおんぶをせがんだり、背中身体をあすけたりすることもあります。なかには、身体接触などを一切させないことを徹底した運営をしている学童保育もありますが、子どもが感情を表出して受けとめてもらいたいと思っても、受けとめてもらえず、疎外感を抱くこともありますし、過度な対応が、現場の保育の萎縮につながっている側面もあります。

学童保育では、一年生から六年生までの年齢の異なる子どもが多く、時間を集団で過ごしており、身体や心の成長や発達、知識や言葉の習熟度も異なります。遊びや生活のなかで、「自分自身を大切にすること」「命を大切にすること」「自分らしく生きること（いやだ）」と言ったことも含めて「子どもたちに伝えてい

くことを大切にしています。

* * *

説明ののち、三人の検討会構成員から質問がありました。検討会の様子は「Youtube」上で同時配信され、終了後もどこでも家庭用HPに掲載されています。ぜひごらんください。

*1 国が示した「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」には、「認定の取消」についてつぎの内容が示されています。「都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができるとする。また、指定都市等においては、当該者を認定者名簿から都道府県に速やかに報告するものとする。

ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合／イ 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合／ウ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合／エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など」

*2 地域の役職者の方々（学校長、自治会長、民生・児童委員など）と、学童保育の保護者会・父母会の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織